

宮崎県高等学校体育連盟スポーツ賞表彰規程

第1条 宮崎県高等学校スポーツの向上発展に関し、特に功績顕著な者に対して、その功績をたたえ、益々高校スポーツの発展を図ることを目的とする。

第2条 表彰は、下記の各号のいずれかに該当するものに対して行う。

- 1 宮崎県高等学校体育連盟スポーツ賞は本連盟の個人またはチームで選手として品位をそなえ、次の各項に該当した者の中から選考して表彰する。
 - 1) 全国高等学校体育大会で第3位までに入賞したもの。
 - 2) 九州高等学校体育大会で優勝したもの。
 - 3) 3年間を通して各競技専門部で最も活躍した優秀選手。
 - 4) 県高等学校総合体育大会で3年連続・5年連続・7年連続・10年連続優勝したもの。
 - 5) その他表彰に値する功績をあげた生徒もしくはチーム。
- 2 本連盟加盟校の教職員及び学校長の承認する運動部外部指導者で次の各項に該当するものを表彰する。
 - 1) 会長の任をつとめ、その任を離れたるもの。
 - 2) 副会長・支部長・専門部長を永年つとめ、その任を離れたるもの。
 - 3) 理事長の任をつとめ、その任を離れたるもの。
 - 4) 専門委員長・理事（含事務局）を永年つとめ、その任を離れたるもの。
 - 5) 全国大会で優勝した生徒（含チーム）もしくは全国高校新記録を樹立した生徒を育成したもの及び県高等学校総合体育大会で3年・5年・7年・10年という連続優勝に導いた同一指導者及び学校長から承認された運動部外部指導者。（昭和59年よりの連続優勝）
- 3 次の項に該当するものは、退職又は、申請時に特別表彰をする。
 - 1) 一度役職をひかれた時に表彰を受けられ、その後再び高体連役職として活動をされているもの。
 - 2) 高体連役職として活動されても規定（永年－5年以上）に該当しなかったもの。
 - 3) 多年高体連活動の普及振興に寄与し、顕著な功績のあったもの。

第3条 被表彰者は次の各団体から推薦されたものについて表彰委員会で選考する。

- 1 各競技専門部
- 2 各高等学校
- 3 本連盟事務局

第4条 表彰は表彰状及び記念品を贈呈し、これを行う。

第5条 表彰委員会は、本連盟の常任理事をもって構成する。

第6条 表彰は毎年1回行う。

附 則

この規程は昭和38年3月31日より施行する。

昭和50年3月10日 一部改正

昭和59年3月 6日 一部改正

平成 3年3月20日 一部改正

平成 6年3月 4日 一部改正

平成14年2月26日 一部改正